

## またしても不当なボーナスカット 断固抗議する！！

大阪仕業検査車両所では、6月19日から昇給と夏季手当の通知書を配布しています。そんななかで、またしても我が分会組合員2名がいわれなき不当なボーナスカットをされていました。なんと1名は昇給カットもされています。

組合員は、思い当たる節が全くないことから現場管理者や総務科等に問いただしました。現場管理者等が支社に報告した「事実」、誰が、何時、何を報告したのかを明らかにせよと！と問うても現場管理者は「支社が総合的に判断した」としか答えません。あたかもカットしたのは支社で、現場には責任はないと言わんばかりですが、支社が判断する内容は現場から報告されたもの以外ないのは明らかなのです。

真面目に勤務していても、いわれなきボーナスカットを5回されると、このJR東海会社では60歳以降の専任社員としての雇用を拒否されてしまうのです。

大阪運輸所の53歳の仲間は、6月8日、ボーナスカット5回を理由に60歳以降の専任社員としての雇用拒否を通告されました。

会社は、何年も前から将来の首切りの準備を日頃から行っているということなのです。

## 会社の「やり得」を断じて許さない！！

それに抗して納得のいかないカット理由を組合員自らが明らかにして問題にしましたが、会社は、その掲示を「協約違反」として一方的に撤去してきています。断固許せません！

分会は、繰り返される会社のあくどい組合掲示物の不当撤去と、それに関する団体交渉の開催拒否に対して、大阪府労働委員会へ6月12日に不当労働行為救済の申し立てを行いました。

それは、言うまでもなく不当なボーナスカットを繰り返す会社の不当労働行為を職場と労働委員会で明らかにし質していくためです。